

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
氏名 エコシステムジャパン 株式会社
代表取締役 永野 立男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県嶺南振興局若狭保健所長 四方 啓裕



許可の年月日 平成20年10月10日
許可の有効年月日 平成27年9月29日

1. 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類のもの、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロタン、1・1・2-トリクロロタン、1・3-ジクロロプロパン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物もしくは有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロタン、1・1・2-トリクロロタン、1・3-ジクロロプロパン、チオホルム、シアジン、チオベンゾグアノール又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物もしくは有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロタン、1・1・2-トリクロロタン、1・3-ジクロロプロパン、チオホルム、シアジン、チオベンゾグアノール又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物もしくは有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロタン、1・1・2-トリクロロタン、1・3-ジクロロプロパン、チオホルム、シアジン、チオベンゾグアノール又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

(裏面あり)

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成5年9月30日 新規許可
- (2) 平成10年9月30日 更新許可
- (3) 平成14年8月26日 変更許可
 - ・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を追加
- (4) 平成15年9月30日 更新許可
- (5) 平成20年10月10日 更新許可
- (6) 平成23年6月15日 再交付
 - ・代表者氏名の変更
- (7) 平成25年4月18日 優良確認

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

COPY